

空き家の流通促進とSNSでのPRに協力いただくと 謝礼金などを差し上げます

次のいずれかを行い、三条市か（一社）燕三条空き家活用プロジェクトが行うSNSでの当制度のPR（写真やコメントの提供、インタビューへの出演など）に協力いただいた人に、4万円の謝礼金（奨励金）を差し上げます。

①民事信託制度の利用

財産を保有する人（委託者）が信頼できる親族など（受託者）に家の管理を託し、委託者が家を管理できなくなったとしても空き家にならないようにする制度です。



民事信託を利用した人の声



②所有している土地に隣接する空き家・空き地の購入

③空き家・空き地バンク登録物件を所有しているか利用する意思があり、残置物の撤去・清掃を専門業者で実施

*①は委託者と受託者のどちらかが申し込みます。②③は法人も対象です。

*予算がなくなり次第終了します。

申し込み

環境課か（一社）燕三条空き家活用プロジェクト（三条市神明町5-3 複合交流拠点「三-Me.」内）に申込用紙（HP）を持参するか、メールで提出ください。

メール vh.worker@gmail.com



詳しくはこちら

空き家・空き地バンクへ登録しませんか

地域経営課 ☎34-5646

空き家・空き地を売りたい人と買いたい人をマッチングするサイトです。登録するとサイトで物件を紹介するので、市内だけでなく、市外、県外にもアプローチできます。昨年度の新規登録は101件、成約は39件でした。

また、サイト内の「空き家掲示板」では、空き家の価格や築年数、用途などを気軽に投稿し、売りたい人と買いたい人がつながることができます。



詳しくはこちら



空き家・空き地バンク



空き家掲示板

新設 管理不全空家等の解体費用を補助します

環境課
☎34-5435

管理不全空家等とは、適切に管理されておらず、放置すれば倒壊、ゴミの放置、不法投棄などで周囲に害を及ぼすおそれのある空き家です。

市の事前調査が必要です。解体前に相談ください。

対象…管理不全空家等の所有者か相続人

対象工事…補助対象の空き家をすべて解体・除却し、更地とする工事

補助額…補助対象経費の額（上限20万円）

事前調査申込期限…8月9日（金）

その他…すでに完了、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は補助の対象となりません。

・解体後の固定資産税（都市計画税）の減免制度はありません。



詳しくはこちら